

平成21年

第1回市議会定例会 議案第49号

函館市青少年研修センター条例の一部改正について

函館市青少年研修センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月27日提出

函館市長 西尾正範

函館市青少年研修センター条例の一部を改正する条例

函館市青少年研修センター条例（平成7年函館市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（休館日）

第2条の2 函館市青少年研修センター（以下「研修センター」という。）の休館日は、函館市教育委員会規則で定める。

第3条各号列記以外の部分中「函館市青少年研修センター（以下「研修センター」という。）」を「研修センター」に改める。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第15条 研修センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条の事業の実施に関すること。
- (2) 研修センターの使用の許可および制限に関すること。
- (3) 研修センターの維持管理に関すること。
- (4) その他委員会が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条、第6条および第10条から第12条までの規定の適用については、これらの規

定中「委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(提案理由)

青少年研修センターの管理を指定管理者に行わせることとするため